（委員会に対する情報の提供）

第六条　少年院の長は、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、少年院に関する次に掲げる事項について、少年院の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

一　敷地及び建物の概況
二　収容定員及び収容人員の推移
三　職員定員及びその充足の状況
四　参観の許否の状況
五　法第十七条に基づく保護者に対する協力の求め等の状況
六　法第十八条第一項に掲げる者による在院者の処遇に関する協力の状況
七　矯正教育の実施の状況
八　法第四十四条第一項の規定による支援の実施の状況
九　在院者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
十　法第六十条の規定による物品の貸与及び支給並びに法第六十一条の規定による自弁の物品の使用又は摂取の許否の状況
十一　少年院の書籍等（書籍、雑誌その他の文書図画（信書及び新聞紙を除く。）をいう。以下この号及び第四十五条において同じ。）の整備及び自弁の書籍等の閲覧の許否の状況
十二　宗教家による宗教上の儀式行事及び教誨の実施の状況
十三　規律及び秩序を維持するために執った措置の状況
十四　在院者による面会、信書の発受及び法第百六条第一項に規定する通信の許否、禁止、差止め又は制限の状況
十五　賞罰の実施の状況
十六　法第百二十条又は第百二十一条第一項の規定による申出及び苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果
十七　仮退院、退院及び仮釈放を許すべき旨の申出の状況
十八　法第百三十七条第一項ただし書の規定による収容の継続及び法第百三十八条第一項又は第百三十九条第一項の規定による申請の状況
十九　法第百四十六条の規定による相談の実施の状況

2　少年院の長は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

一　少年院の運営の状況に相当程度の変更があった場合
二　委員会から少年院の運営の状況について説明を求められた場合
三　委員会の意見を受けて措置を講じた場合

（委員会の意見の反映）

第七条　少年院の長は、できる限り、委員会が述べた意見を少年院の運営に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章　処遇の原則等

（法第十六条に規定する法務省令で定める処遇の段階）

第八条　法第十六条に規定する法務省令で定める処遇の段階（以下単に「処遇の段階」という。）は、上位のものから順に、一級、二級及び三級とする。

（処遇の段階の指定）

第九条　在院者の処遇の段階は、その者が少年院に入院したときは、三級とする。ただし、その者が他の少年院から移送されたものであるときは、従前の処遇の段階とする。

2　前項ただし書の規定にかかわらず、在院者の改善更生の状況に照らし、適当であると認めるときは、従前の処遇の段階以外の処遇の段階とすることができる。

（法第十六条第三号に規定する法務省令で定める在院者の生活及び行動に関する処遇）

第十条　法第十六条第三号に規定する法務省令で定める在院者の生活及び行動に関する処遇は、次に掲げる処遇とする。

一　居室（在院者が主として休息及び就寝のために使用する場所として少年院の長が指定する室をいう。以下同じ。）の指定
二　法第三十七条第三項の規定による援助
三　法第四十五条第一項の規定による外出又は外泊の許可
四　法第九十三条第一項本文の規定による面会の立会い又はその状況の録音若しくは録画
五　法第九十七条に規定する方法による面会（以下「宿泊面会」という。）の実施
六　その他少年院の長が定める処遇

（居室の指定）

第十一条　処遇の段階が一級とされた在院者の居室は、少年院の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、できる限り、収容を確保するため通常必要とされる設備又は措置の全部又は一部を設けず、又は講じない室を指定するものとする。

2　処遇の段階が二級又は三級とされた在院者の居室は、少年院の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない場合において、その者の処遇上適当と認めるときは、前項の室を居室として指定することができるものとする。

（処遇の段階に応じた処遇の実施方法）

第十二条　法第三十九条の規定による矯正教育、法第四十条第二項の指導（第二十六条第一項及び第三十七条において「院外委嘱指導」という。）、法第四十四条第二項の規定による同条第一項の支援及び宿泊面会は、少年院の長が処遇の段階に応じた対象者の選定及び実施の態様の基準として定めるところに従い、実施するものとする。

2　法第四十五条第一項の規定による外出及び外泊は、少年院の長が処遇の段階に応じた許可の基準として定めるところに従い、許すものとする。

3　法第九十三条第一項本文の規定による面会の立会い又はその状況の録音若しくは録画は、少年院の長が処遇の段階に応じた対象者の選定及び実施の態様の基準として定めるところに従い、行うものとする。ただし、個別具体の事情からこれを行う必要があると認める場合は、この限りでない。

第四章　入院

（入院時の告知の方法等）

第十三条　法第二十条の規定による告知を行う際には、同条第一項第六号から第十号までに掲げる事項については、少年院の職員により、その概要を平易な表現を用いて口頭で説明するものとする。

2　法第二十条第二項の書面は、居室に備え付けるものとする。

3　少年院の長は、法第二十条の規定による告知を行った後、告知した内容に変更があった場合には、その都度、在院者に対し、変更された内容を平易な表現を用いて書面で告知しなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（法第二十一条第一項に規定する法務省令で定める少年院の職員）

第十四条　法第二十一条第一項に規定する法務省令で定める少年院の職員（以下この条において「指定職員」という。）は、少年院の職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第四公安職俸給表の適用を受ける者であって、法に定める指定職員の職務に関し必要な研修及び訓練を修了したものとする。

（識別のための身体検査の方法）

第十五条　法第二十一条第一項の規定による検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　顔写真の撮影
二　身体の特徴の見分